

○不破消防組合本部に関する規則

昭和43年5月1日規則第4号

改正

昭和44年1月22日規則第1号
昭和49年4月1日規則第2号
昭和58年11月10日規則第1号
昭和63年4月1日規則第1号
平成3年3月25日規則第1号
平成5年4月1日規則第1号
平成7年4月1日規則第1号
平成18年4月1日規則第1号
平成29年3月6日規則第1号

(総則)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条及び第14条の4の規定に基づき、消防本部の組織及び消防吏員の階級に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消防本部に消防長を置く。

第3条 消防本部に次長を置くことができる。

2 次長は、消防長を補佐し、消防長に事故あるときは、その職務を代理する。

第4条 消防本部に、次の課及び係を置く。

総務課	総務係	
警防課	消防係	救急救助係
予防課	予防係	危険物係
指令課	指令係	

(分掌事務)

第5条 前条の課及び係の分掌事務は、別表のとおりとする。

(課長等)

第6条 課に、課長及び課長補佐を置く。また、必要に応じて消防防災対策官を置くことができる。

2 課長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 消防防災対策官は、課長の職に準ずる。

4 課長補佐は、課長を補佐するとともに課長に事故があるときは、その職務を代理する。

(係長等)

第7条 係に係長、主査、主任及び係員を置く。

2 係長、主査、主任は上司の命を受け、主管事務を処理する。

3 係員は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

(階級)

第8条 消防本部及び東消防署、西消防署に、次の階級の消防吏員を置く。

消防司令長

消防司令
消防司令補
消防士長
消防副士長
消防士

- 2 前項のほか、必要に応じその他の消防職員を置くことができる。
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年1月1日から適用する。

附 則 (昭和49年規則第2号)

この規則は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第1号)

この規則は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則 (昭和63年規則第1号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年規則第1号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年規則第1号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年規則第1号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表 第5条関係

課名	係名	事務分掌
総務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 公印の管守に関する事。 2 人事及び服務に関する事。 3 職員の給与及び勤務時間、その他勤務条件に関する事。 4 組合議会に関する事。 5 条例、規則、その他規程に関する事。 6 ほう賞及び表彰に関する事。 7 職員の教養、研修に関する事。 8 公務災害補償に関する事。 9 職員の福利厚生及び安全衛生に関する事。 10 文書の受発及び保守に関する事。 11 予算、決算及び経理に関する事。 12 物品の保管並びに貸与に関する事。 13 物品の調達に関する事。 14 財産の維持、管理に関する事。 15 財産事情の公表に関する事。 16 相互応援協定に関する事。 17 自動車安全運転管理に関する事。 18 消防行政、企画に関する事。 19 報道機関との連絡に関する事。 20 その他、他の課に属しない事項に関する事。
警防課	消防係	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災、その他災害の警戒及び防ぎよに関する事。 2 消防施設に関する事。 3 消火及び避難訓練等の指導に関する事。 4 職員の教養及び訓練に関する事。 5 防災及び警防計画に関する事。 6 消防力の整備計画に関する事。 7 高速道路協議会に関する事。 8 消防協会に関する事。
	救急救助係	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急及び救助の対策及び活動に関する事。 2 救急業務に関し医療機関との連絡調整に関する事。 3 救急及び救助の訓練、業務計画、立案及び研究に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 4 救急及び救助技術等の指導に関する事。 5 救急及び救助の活動等の統計に関する事。 6 救急及び救助機器等の管理に関する事。 7 その他、救急救助に関する事。
予 防 課	予 防 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 火災予防及び査察指導に関する事。 2 建築確認同意事務に関する事。 3 消防用設備等指導、検査、点検に関する事。 4 防火管理者に関する事。 5 火災原因調査、損害調査に関する事。 6 防火対象物の査察の立案に関する事。 7 火災統計に関する事。 8 防火指導及び火災予防広報に関する事。 9 不破郡少年婦人防火委員会に関する事。
	危 険 物 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 危険物の規制に関する事。 2 危険物取扱者に関する事。 3 危険物施設の査察の立案に関する事。 4 高圧ガス、液化石油ガスその他特殊な物質に関する事。 5 危険物製造所等の許可及び検査に関する事。 6 危険物の災害調査に関する事。 7 不破郡危険物安全協会に関する事。
指 令 課	指 令 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防通信の運用に関する事。 2 出動指令に関する事。 3 非常招集に関する事。 4 火災警報に関する事。 5 気象情報に関する事。 6 消防通信施設等の整備保全に関する事。 7 指令統計に関する事。 8 消防隊等の部隊運用に関する事。 9 緊急通報システムに関する事。 10 救急医療情報システムに関する事。 11 災害情報の収集及び連絡に関する事。 12 その他、通信及び指令業務に関する事。

2 前項事務分掌の一部を所管者に移管することができる。